

## 姜基弘著 「FTAに対する地方自治団体の法的対応 : 慶尚南道の自治法規について」

「地方自治法制のパラダイム転換」研究会(訳)

田中, 孝男  
九州大学大学院法学研究院 : 准教授

姜, 信一  
九州大学大学院法学研究院 : 協力研究員

<https://doi.org/10.15017/27344>

---

出版情報 : 法政研究. 80 (1), pp.265-308, 2013-07-31. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

## 姜基弘著「FTAに対する地方自治団体の法的対応 ——慶尚南道の自治法規について」

「地方自治法制のパラダイム転換」研究会（訳）

【解説】

### 1 はじめに

本稿は、강기홍(姜基弘)「FTA에 대한 지방자치단체의 법적 대응: 경상남도의 자치법규와 관련하여」지방자치법연구 통권제 34 호 제 12 권 2 호、2012 년 6 월〔姜基弘「FTAに対する地方自治団体の法的対応—慶尚南道の自治法規について」地方自治法研究（韓国地方自治法学会）通巻34号（12巻2号）2012年6月〕31—68頁の翻訳である（抄録部分は割愛した）。本翻訳に関し、原著者及び掲載誌発行元（韓国地方自治法学会）からは、2013年3月22日付けで、その学術目的での活用について許諾を得ている。

また、これは、後述2の科研費プロジェクト「地方自治法制のパラダイム転換」（基盤研究A、研究課題番号：23243006、研究代表者：木佐茂男）の研究成果である。

以下この解説では、この科研費プロジェクトの研究概要と、本稿の基となった国際シンポジウム内容及び本稿（翻訳）の意義について、簡単にコメントする。

### 2 科研費プロジェクト「地方自治法制のパラダイム転換」

この「地方自治法制のパラダイム転換」プロジェクトは、「現在進行中の地方分権改革（地域主権改革）の中で欠落している視点や考え方を見極めた上で、地方自治

法制をめぐる研究の方法と水準の刷新を図る」ことを目指す共同研究である。研究期間は、2011年度から2013年度までの3か年である。また、本プロジェクトは、前出のとおり、本学の木佐茂男教授が代表を務めるほか、本学からは嶋田暁文准教授と田中孝男が、研究分担者として参画している。研究組織は、そのほか全国各地の有名な地方自治法研究者、ジャーナリスト、第一線行政実務家によって構成され、数十人体制である。

本プロジェクトの成果として各種論文等が次々と公開されている。例えば、青山彰久＝国分高史(著)、木佐茂男(監修)『地方自治制度“再編論議”の深層—ジャーナリストが分析する』(公人の友社、2012年)は、一般の人々にも分かりやすく大阪都構想と道州制の動向や内幕を明らかにしたブックレットで好評を博している。

### 3 日韓地方自治法シンポジウムの報告概要

さて、本稿は、本科研費プロジェクトと、韓国法制研究院及び(社団法人)韓国地方自治法学会が主催し、2012年4月27日に、韓国・釜山市にある東亜大で開催された日韓地方自治法シンポジウム『地方自治のパラダイムの変化と地方自治団体の役割』における著者の発表原稿を基にしたものである。

강기홍(姜基弘)氏は、韓国・慶尚大学校法科大学教授である。

標記シンポジウムでは、日韓研究者による次の報告とこれに基づく質疑討論が行われた(肩書は報告書当時。韓国の報告者氏名と報告タイトルは、日本語に訳した)。

- ・李東勳(世明大学教授)「住民召還制の憲法的含意」
- ・嶋田暁文(九州大学准教授)「日本における分権改革の現状と課題」
- ・原島良成(熊本大学准教授)「日本の自治体の政策法務」
- ・島田恵司(大東文化大学准教授)「日本における広域行政と自治体間連携」
- ・飯島淳子(東北大学教授)「震災と地方自治」
- ・姜基弘(慶尚大学教授)「FTAに対する地方自治団体の法的対応」

これらのうち、日本人研究者の発表原稿は、討論を踏まえた修正を経て、本翻訳の原著論文が掲載された号と同じ号に、日本語で掲載されている。

## 4 本論文の意義

本稿は、日本に先立ち世界各国・地域とFTA(自由貿易協定、Free Trade Agreement)の締結を進めてきた韓国において、FTAに合致しない地方自治団体の自治法規(条例、規則)に関する洗い出しの結果が示されるとともに、FTAに調和する自治法規の制定・運用のあり方について、考究するものである。韓国における条例とFTA非合致の問題は既に日本でも若干報じられている(解説者注1)が、学術的な実態紹介は、まだ十分ではないと思われる。

自治法規のFTAへの合致を求める本稿の主張が、我が国の関係者の問題関心に優れた示唆を与えるかどうかについては、様々な見解があろう。また、国際化・グローバル化と行政法との関係についての研究が我が国では急速に進んでいる(解説者注2)。そうした先行研究と比べたときに、本稿が、我が国の行政法学、地方自治法学に対してどのような貢献をなすのかについても、様々な意見があるだろう。

だが、TPP(環太平洋戦略的経済連携協定、Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement)参加や関係国とのFTA締結が焦眉の政策課題となっている我が国において、行政法規、特に地方公共団体の制定した自治法規がこうした国際的な流れの中でどのような変質を遂げていくのか大きな課題になる。特に、本稿においてFTA非合致が指摘されている韓国の条例に関して、日本でも類似の条例が相当数制定されている。条例の位置付けに対する理解は韓国と日本でやや異なるかもしれないが、今後、日本の条例についてもTPP違反、FTA非合致の問題が前面に出てくる可能性は十分にある。その点で、韓国における問題分析は、日本でも条例論・地方自治法論が乗り越えるべき論点を示しているのではないと思われる。

本翻訳は、まず、姜信一・九州大学大学院法学研究院協力研究員(同大学院法学府博士後期課程単位取得退学。専攻、行政学)が行い、この翻訳をベースにして、当プロジェクト(研究会)において、表記の整理と、編集上の調整を行った。なお、脚注の文献表示にあつては、原題に適宜〈 〉で日本語訳を付している。

(解説注)

- 1 週刊朝日2012年3月16日号135頁、日本農業新聞2012年5月8日1頁(韓国自由化路線の歪み4)を参照。

- 2 差し当たり、大橋洋一「グローバル化と行政法」行政法研究1号(2012年)90-113頁、原田大樹「国際的行政法の発展可能性」自治研究88巻12号(2012年)80頁を参照。

(解説、田中孝男)

【翻訳】

(目次)

- I. 序言
- II. FTA法規についての概観
  - 1. FTAの概要
  - 2. FTA履行に関連する法令の現況
  - 3. FTAの内容
  - 4. FTAの法的本質
- III. FTA法規に親和的な自治法規の要請
  - 1. 一般論
  - 2. ソウル市のFTA—自治法規の非合致検討事例
  - 3. 慶尚南道自治法規のFTA非合致分析
  - 4. 小括
- IV. FTA法規に対する地方自治団体の対応
  - 1. 基本方向
  - 2. 対応法案
- V. 結語

(本文)

## I. 序言

2012年6月現在、韓国は世界各国及びEUなどを相手に8件のFTAを締結し、執行

などの運用中であり、中国・日本・ベトナム・イスラエル・モンゴル・カナダ・ニュージーランド・オーストラリア等とは協議中である。2011年7月1日、EU韓国FTAが暫定発効され、2012年3月15日には、韓米FTAの発効により、韓国は自由貿易協定（FTA）を7地域・45カ国と締結したこととなった<sup>(1)</sup>。韓国とFTAの協議準備又は共同研究中のところは9地域・17カ国で、FTAは国際通商環境における主流として位置づけられてきた。

貿易規模の大きいEUや米国とのFTAの締結による経済的な効果は相当大きいと

(1) 2012年6月現在、韓国はチリ、シンガポール、EFTA(4カ国：アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス)、ASEAN(10カ国：フィリピン、マレーシア、シンガポール、インドネシア、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア)、インド、EU(27カ国)、ペルー、米国(2012年3月15日発効)とFTAを締結しており、中国とは実質的な議論をしていると伝えられている。中国とのFTAを考える時、基本的な参考となるものとしては、『유에리「중국통상법의 접근방법과 교육」中国通商法へのアプローチ方法と教育』【韓国東北亜論叢】(2009)』、『국제법의 국내적용에 관한 중국법체계「國際法の国内適用に関する中国法体系」』【中国学研究】(2009)』などが挙げられる。

<表1>韓国とFTAが締結された国家現状

対象国	推進現状	意義
チリ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1998.11.5. 対外経済調整委員会で自由貿易協定 (FTA) 締結を推進することとし、初対象国としてチリを選定</li> <li>○2010.10.29. 第7次自由貿易委員会及び商品貿易委員会開催 (ビデオ会議)</li> <li>○2011.4.1. で発効7周年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○韓・チリ間FTAはアジアの国と南米の国が締結した初めてのFTAとして韓国企業の対中南米進出のための拠点として活用</li> </ul>
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2006.3.2. 韓・シンガポール自由貿易協定が発効</li> <li>○自由貿易協定の履行状況点検のための第1次履行検討会議が2011.1.14～16の間、シンガポールで開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○シンガポールとの交易拡大だけでなく、韓国企業の東南アジア市場への進出基盤を強化、シンガポールとの連携強化を通して韓国の経済システムを先進化できるきっかけ</li> </ul>
EFTA*	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2004.5.14. OECD閣僚会議を契機に開催された韓・EFTA通商長官会談の時、韓・EFTAのFTA共同研究開始に合意</li> <li>○2006.9.1. 韓・EFTA間FTA協定発効</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○韓国国内企業の原価節減と競争力の向上、そして両方の経済関係発展に寄与</li> </ul>
ASEAN**	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2003.8.30. 対外経済長官会議で共同研究提案を決定</li> <li>○2009.5. 韓・ASEAN間FTA サービス貿易協定発効</li> <li>○2009.9.1. 韓・ASEAN間FTA投資協定発効</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2004.11. ヴィエンチャンで開催された韓・ASEAN首脳会議で採択された「韓・ASEAN間包括的協力パートナーシップに関する共同宣言」で両側の首脳たちの間で合意した韓・ASEAN間自由貿易地帯の骨格が完成</li> <li>○韓・ASEAN間FTA投資協定は両方の投資を拡大させる法的ツールとして機能することを期待</li> </ul>
インド	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2004.5. 対外経済長官会議でFTA推進ロードマップを補充、インドを短期FTA推進対象国として確定</li> <li>○2010.1.1. 韓・インド間CEPA発効</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○包括的で高水準のCEPAの推進はWTO体制を補充するだけでなく、両国の商品・サービス交易及び投資の増大、経済協力関係の発展に寄与</li> </ul>

予想され、EU韓国FTAの暫定発効により韓国の実質GDPは長期的に年平均5.62%増加し、雇用は年平均253,000人増加すると分析されるなど、経済的波及効果及び雇用創出等で将来の成長原動力として期待されている。一方、農畜産分野、製菓業、サービス業等は54兆ウォン規模の政府支援計画にも関わらず被害が予想されており、政府の緊急な対策が求められている。このようなFTA環境の到来により、ソウル市や忠清南道などの地方自治団体はFTAと自治法規との非合致可能性を提起するなど、FTAと現行法令や自治法規の間の規範整合性についての判断要請が提起されている。FTA協定文が国内の階層的な規範秩序(Hierachische Normenordnung)の中に入ってくることにより、全ての法令との内容的統一性及び体系性についての整備が求められている。

本論文では、FTAの発効による地方レベルでの対応課題を法的な側面で考察してみる。この際、ソウル市と忠清南道が先行研究した自治法規のFTAとの合致如何について分析・批判し、これと先行研究の分析枠組みをもとに慶尚南道の自治法規とFTAとの合致如何について実証的な分析を行い、その法的な対応策など、今後の方向性を提示してみる。

EU	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2003.8.「FTA推進ロードマップ」上、米国、中国とともにEUを中長期的なFTA推進対象国として選定</li> <li>○2011.2.17.ヨーロッパ議会議事本会議通過</li> <li>○2011.5.4.韓国議事本会議通過</li> <li>○2011.7.1.EU韓国FTA暫定発効</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○韓国とEUとの間で貿易及び投資を増大させる契機となるだけでなく、2010.1.6.韓国とEUとの首脳会談の時からスタートした「韓国とEUとの戦略的パートナーシップ」を一層強化</li> </ul>
ペルー	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2005.11. APECを契機に首脳会談時、ペルーの Toledo 大統領が FTAを提案</li> <li>○2011.6.7.韓・ペルー間FTA批准同意案を国会に提出</li> <li>○2011.8.1.韓・ペルー間FTA発効</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資源富国のペルーとエネルギー・資源に対する協力の強化とともに中南米地域への進出のための拠点を確保する契機</li> <li>○競争国の企業に比べ、韓国企業に一層有利で安定的な競争・投資環境を造成</li> </ul>

\* スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン

\*\*ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、ベトナム、タイ (김진수『FTA가 경기도에 미치는 효과 및 대응 방안』FTA가京畿道に及ぶ効果及び対応方案> 京畿開発研究院, 2011、10頁以下)

## II. FTA法規についての概観

### 1. FTAの概要

自由貿易協定 (Free Trade Agreement) は、特定国家間の排他的な貿易特例をお互いに与える協定として最も緩い形の地域経済統合形態であり、普通二国間における貿易協定であるため、相手国の特性及び状況によりその内容・形態及び協議戦略等が異なる。FTAの目的は締結国間の関税及び貿易障壁を撤廃することで、過去は主に関税撤廃、原産地規定、通関手続などに関する規範が協議対象であったが、最近ではサービス、投資、知的財産権、政府調達、貿易救済法、環境、労働基準まで幅広く含まれているのがその趨勢である。<sup>(2)</sup>

### 2. FTA履行に関連する法令の現況

FTAへの履行により被害を受けられる関係者を保護するための立法措置、そして既に存在はしているがFTA協定文と内容上衝突し、あるいはFTA親和的な解釈が難しい関連法令を制定・改正したもので、これらは別名「FTA履行法令」<sup>(3)</sup>とも言える。ここにはFTA締結及びこれに関わる被害について備えるための立法と、米韓FTAによる既存法令の制定・改正に分けることができる。

<表 2> FTA推進関連法令

法律	主要内容	備考
自由貿易協定締結による農漁業人等の支援に関する特別法	FTA履行により農漁業人等の競争力向上、そして被害を受けたか受ける恐れがある農漁業人についての支援	韓国・チリFTA締結後 (2002) 制定 法律第8852号
自由貿易協定締結による貿易調整支援に関する法律	FTA履行により被害を受けたか、あるいは確実に受けられると思われる製造業やサービス業を営む企業とその所属労働者への支援	

(2) 김성원·명성준 「우리정부의 FTA 추진 전략에 관한 연구: 국가 규모 및 발전 정도에 따른 전략적 구분」 韓國政府のFTA推進戦略に関する研究: 国家規模及び発展程度による戦略的区分」 国家政策研究, 第24巻第1号 (2010), 59頁。

(3) 정민정 「한미FTA 이행법령 정비현황 <米韓FTA履行法令の整備現状>」 国会立法調査処, 『이슈와 논점 <이슈어와論点>』 (2011.11.30)



自由貿易協定の履行のための関税法の特例に関する法律	FTA履行のために必要な関税の賦課、徴収及び減免、輸出入物品の通関など関税法特例についての事項とFTAに規定された対象国との関税行政協力について必要事項を規定	2012.3.15発効
自由貿易地域の指定及び運営に関する法律	自由な製造・物流・流通及び貿易活動等が保障される自由貿易地域を指定・運営し、外国人投資の誘致、貿易の振興、国際物流の円滑化及び地域開発の促進	法律第11029号
自由貿易協定締結手続規定	現在のFTA締結手続に関する唯一の規定	
自由貿易協定国内対策委員会規定	自由貿易協定の円滑な締結・批准を支援するために自由貿易協定国内対策委員会設置	

米韓FTAへの履行と関連して、韓国における既存の24法令が制定・改正されたが、この中で米韓FTA発効前に21の法令が制定・改正され、他の2つの法律（放送法、電気通信事業法）は米韓FTA協議内容に猶予期間が設けられたことにより、米韓FTA発効後、当該時期が到来する前に立法しておかなければならない法律である。

<表3> 米韓FTA履行に当たり制定・改正された法令

区分	法律	主要内容	推進状況 (改正など)	施行	備考
租税 関連 (4件)	関税法	著作権侵害物品についての職権通関保留制度導入	2011.12.31 一部改正	2012.7.1	法律 第11121号
	自由貿易協定の履行のための関税法の特例に関する法律	通関手続の迅速・簡易化のための特例	2011.12.2 一部改正	2012.3.15	法律 第11107号
	個別消費税法	乗用車についての個別消費税率を調整	2011.12.31 一部改正	2012.1.1	法律 第11120号
	地方税法	乗用車についての税率区間調整、税率引き下げ	2011.12.31 一部改正	2012.4.1	法律 第11137号

区分	法律	主要内容	推進状況 (改正など)	施行	備考
知的 財産 関連 (7件)	著作権法	著作権の保護期間延長 (50年→70年)	2011.12.2 一部改正	2012.3.15	法律 第11110号
	コンピューター プログラム保護 法	プログラムの一時的保存も 複製の範囲	-	-	-
	特許法	特許登録遅延による特許権 存続期間延長	2011.12.2 一部改正	2012.3.15	法律 第11117号
	実用新案法	特許登録遅延による特許権 存続期間延長	2011.12.2 一部改正	2012.3.15	法律 第11114号
	デザイン保護法	デザイン権等の訴訟で秘密 維持命令制度導入	2011.12.2 一部改正	2012.3.15	法律 第11111号
	商標法	証明標章制度導入	2011.12.2 一部改正	2012.3.15	法律 第11113号
	不正競争防止及 び営業秘密保護 に関する法律	関連訴訟で秘密維持命令制 度導入	2011.12.2 一部改正	2012.3.15	法律 第11112号
法律 会計等 専門職 サービス (3件)	公認会計士法	外国会計法人についての段 階的開放	2011.7.21 一部改正	2012.3.15	法律 第10866号
	税務士法	外国税務法人についての段 階的開放	2012.1.26 一部改正	2012.1.26	法律 第11209号
	外国法諮問士法	外国ローファームについて の段階的開放	2011.5.19 一部改正	2011.7.20	法律 第10629号
金融 放送 通信 サービス (4件)	郵便局の預金・ 保険に関する法 律	金融監督委員会の郵便局保 険についての監督機能強化	2011.12.2 一部改正	2012.3.15	法律 第11115号
	放送法	一部業種についての外国人 間接投資制限の緩和	2012.2.22 一部改正	2012.5.23	法律 第11373号
	電気通信基本法	情報通信機器認証関連の相 互認定制度導入	2010.7.23 一部改正	2011.1.24	法律 第10393号
	電気通信事業法	基幹通信事業者についての 外国人支分の制限緩和	2012.1.17 一部改正	2012.7.18	法律 第11201号

その他 制度 変更 (6件)	犯罪収益隠匿の 規制及び処罰等 に関する法律	著作財産権侵害罪等を重大 犯罪として規定	2012.1.17 一部改正	2012.4.18	法律 第11158号
	行政手続法	法令立法予告期間を20日か ら40日に拡大	2011.12.2 一部改正	2012.3.15	法律 第11109号
	不正貿易行為 調査及び産業被 害救済に関する 法律	FTA 締結国 についての セーフガード措置適用の排 除	2010.4.5 一部改正	2010.7.6	法律 第10230号
	郵便法	国家が独占する郵便事業の 範囲縮小	2011.12.2 一部改正	2012.3.15	法律 第11116号
	薬事法	医薬品の品目許可と特許連 携制度導入	2012.2.1 一部改正	-	法律 第11251号
	独占規制及び公 正取引に関する 法律	同意命令制導入	2012.3.21 一部改正	2012.6.22	法律 第11406号

### 3. FTAの内容

#### (1) EU韓国FTAの推進

EUは、近年先進諸国の中で韓国からの輸出が最も急速に増えている市場である。2000年以降、米国や日本への韓国からの輸出は毎年1%内外の緩やかな成長をしていることに比べ、西ヨーロッパへの輸出は毎年25%を上回るなど、爆発的に増加した。また、EUの平均関税率は米国より高く、特に自動車、繊維、電子など、韓国の主要輸出品についての関税レベルが高い。EUの平均実行関税率は4.2%レベルで3.7%の米国より高く、韓国の主力輸出品目である自動車への関税率は10%で米国の2.5%より相当高いレベルである。2006年5月、韓国・EUの通商長官会談を契機にFTAを前提とせずに両側間の予備協議を推進することを合意した後、2006年7～9月に数回の予備協議を経て、2007年5月に両国間の協議開始を公式的に宣言し、協議過程上の多くの難題を克服し、2010年10月ブリュッセルでEU韓国FTAを正式に署名してから2011年7月1日からEU韓国FTAが暫定発効されるに至った<sup>(6)</sup>。

<sup>(4)</sup> 김홍중, 京畿開発研究院『京畿論壇』Vol.9 No.3 (2007)、95頁

<sup>(5)</sup> 최원호教授は、諸問題の中で「特惠原産地規定」も難題の一つであると指摘した(国際経済法研究、第6巻、2008.12. 123頁以下)。

(7)  
 <表 4> EU韓国FTA推進経過

日付	細部事項
2003.08	「FTA推進ロードマップ」上、米国、中国とともにEUを中長期的なFTA推進対象国として選定
2003.08	「FTA推進ロードマップ」上、米国、中国とともにEUを中長期的なFTA推進対象国として選定
2006.05.15	韓国-EU通商長官会談を開催（フィリピン）、EU韓国FTA予備協議開催を合意
2006.07.19	第一次EU韓国FTA予備協議開催（ブリュッセル）
2006.09.26～27	第二次EU韓国FTA予備協議開催（ブリュッセル）
2006.11.24	EU韓国FTA公聴会開催、一般国民及び利害関係者の意見を聴取
2006.12.06	FTA民間諮問会議開催、業界及び学会等民間専門家の意見聴取
2007.04.09	FTA推進委員会開催、EU韓国FTAの推進対策協議
2007.05.01	対外経済長官会議開催、EU韓国FTA協議開始を承認
2007.05.06	EU韓国FTA協議の公式的な開始を宣言
2007.05.07～11	EU韓国FTA第一次協議開催（ソウル）
2007.07.16～20	EU韓国FTA第二次協議開催（ブリュッセル）
2007.09.17～21	EU韓国FTA第三次協議開催（ブリュッセル）
2007.10.15～19	EU韓国FTA第四次協議開催（ソウル）
2007.11.19～23	EU韓国FTA第五次協議開催（ブリュッセル）
2008.01.28～02.01	EU韓国FTA第六次協議開催（ソウル）
2008.05.12～15	EU韓国FTA第七次協議開催（ブリュッセル）
2009.03.23～24	EU韓国FTA第八次協議開催（ソウル）
2009.07.13	韓国-スウェーデンの首脳会談時、協議妥結宣言（ストックホルム）
2009.10.15	EU韓国FTA仮署名
2010.10.06	EU韓国FTA正式署名
2011.02.07	EU韓国FTAの同意案が欧州議会常任委通過
2011.02.17	EU韓国FTAの同意案が欧州議会本会議通過
2011.04.28	EU韓国FTA批准同意案の韓国議会外交通商統一委員会通過
2011.05.04	EU韓国FTA批准同意案の韓国議会本会議通過

(6) 정대철, 慶南發展研究院「최근FTA의 동향과 경남경제의 과제<最近FTA의動向と慶尚南道經濟の課題>」(2011)、7頁。

(7) [http://www.fta.go.kr/ku/layout\\_sub01/sub01\\_02.asp](http://www.fta.go.kr/ku/layout_sub01/sub01_02.asp)

2011.07.01	EU韓国FTA暫定発効
2011.10.12	第一次EU韓国貿易委員会開催（ソウル）

## （２）米韓FTAの推進

世界経済は、WTOなどの多者間貿易体制とFTAなど両者間の協議を通して絶えずに開放と改革を推進しており、FTAの下での特惠貿易比重が全世界貿易の50%を上回っている<sup>(9)</sup>。韓国は、1960～1970年代に「漢江の奇跡」と呼ばれるほど、急速な経済成長を経て、現在世界10位レベルの経済大国となったが、最近韓国の経済は成長率の低迷、両極化、失業、社会大統合の問題、資本市場の不確実性の増大、対外信頼度向上、加速化する市場開放及び通商圧力の波の中でFTA協議に直面するようになった。当初米国は韓国とのFTA締結について消極的な立場であったが、参与政府（盧武鉉政権）の開放政策、特に「同時多発的FTA推進戦略」に注目し、米国内でも1994年北米自由貿易協定（NAFTA）<sup>(10)</sup>発効以来、経済的に比重のあるFTAが締結されていないという意見が提起され、7大交易国である韓国とのFTA締結に積極的な関心を持つようになった。

1989年米国の国際貿易委員会（USITC）の報告書「アジア・太平洋地域の諸国とのFTA締結についての検討報告書」で、米国に望ましいFTA対象国家として、シンガポール、韓国、台湾を選び、米韓FTA締結についての議論が始まって以来、2005年2～4月の間3回の事前実務点検会議、そしてその後6回の通商長官会談開催を通して米韓FTAの可能性を模索した。2006年韓国の外交部《記者注：日本の外務省に当たる》と米国USTR代表は米国議会議事堂で多数の上下院の議員たちが列席した中で米韓FTA開始を公式的に宣言し、2006年3月～2007年4月の間2回の非公式的事前準備協議と8回の協議後、高級官僚間協議と通商長官会議を経て、2007年6月米韓FTAに公式署名をした。この公式署名にも関わらず、米国側は再協議（追加

<sup>(8)</sup> 企画財政部FTA国内対策本部「한미FTA 관련 주요내용 및 국내보완대책〈米韓FTA関連の主要内容及び国内補完対策〉」18代国会説明資料（2008.7）。

<sup>(9)</sup> 윤석「한미 자유무역협정 (FTA)〈米韓自由貿易協定 (FTA)〉」국회도서관〈国会図書館〉『입법정보〈立法情報〉』（2006）；국회도서관〈国会図書館〉『한미FTA 한 눈에 보기〈米韓FTAを一目で見る〉』（2009）、3頁

<sup>(10)</sup> 北米自由貿易協定（NAFTA, North American Free Trade Agreement）は1992年8月に締結され、1994年1月に発効された米国・カナダ・メキシコ間の自由貿易協定である。

協議)を韓国政府に要求したが、追加協議で元の協議内容から多くの部分を米国に有利な方向へと譲らなければならなかった。<sup>(11)</sup>2011年2月、追加協議の結果、合意文書の署名交換後に協定文の韓国語文に翻訳誤謬が見つかり、2011年5月の外交通商統一委員会で米韓FTA批准同意案が撤回されたりもしたが、<sup>(12)</sup>2011年11月、国会本会議通過及び大統領署名によりFTA発効のための国内の全て手続が完了されたことにより、2012年3月15日に米韓FTAが発効された。

<sup>(13)</sup>  
<表5> 推進経過

日付	細部事項
2003.08	FTA推進ロードマップを準備
2004.11	事前実務点検会議の開催を合意
2005.02~04	事前実務点検会議を3回開催
2006.02	米韓FTA推進関連公聴会の開催及びFTAの推進を発表
2006.03~04	米韓FTA非公式事前準備協議を2回開催
2007.~03	米韓FTA公式協議を8回開催
2007.04	米韓FTA協議妥結
2007.06	米韓FTA公式署名
2009.04	4月米韓FTA批准同意案の国会常任委通過
2010.09	APEC会議を契機に米韓FTA非公式接触
2010.10.07	米韓FTA関連非公式協議開催
2010.10.26	米韓通商長官会談開催 (サンフランシスコ)
2010.11.04~05	米韓FTA関連実務協議を開催
2010.11.08~09	米韓FTA関連通商長官会議を開催
2010.11.30~12.03	米韓FTA関連通商長官会議を開催
2010.12.03	米韓FTAの追加協議妥結
2011.02.10	米韓FTA追加協議合意文書の署名及び交換

<sup>(11)</sup> 최원목教授は、特に自動車と関連して、元々の協議からの変更が韓国にもたらす不利益について強く警告している(『글로벌 경제위기 하의 한미FTA 상호비준전략<グローバル経済危機下の米韓FTA相互批准戦略>』2009年度春季学術発表大会発表論文集、2009年4月、344頁)。

<sup>(12)</sup> 정대철, 경남발전연구원(慶南發展研究院)『최근 FTA 동향과 경남경제의 과제<最近FTA動向と慶尚南道經濟の課題>』(2011)、15頁。

<sup>(13)</sup> 양길모『한미 FTA 추진경과<米韓FTA推進経過>』뉴스스<ニュース>(2012.3.14日付け)参照。

2011.05.04	米韓FTA批准同意案撤回
2011.06.03	米韓FTA批准同意案の国会提出
2011.09.16	米韓FTA履行法案を外交通商委員会に上程
2011.10.03	米韓FTA履行法案を米議会に提出
2011.10.05	米、下院税入委、米韓FTA履行法案通過
2011.10.11	米、上院財務委、米韓FTA履行法案通過
2011.10.12	米、上下院本会議で米韓FTA履行法案通過
2011.10.21	米、オバマ大統領の米韓FTA履行法案署名
2011.11.22	米韓FTA批准同意案の国会本会議通過
2011.11.29	李明博大統領の米韓FTA履行法案署名
2012.03.15	米韓FTA発効

### (3) 比較<sup>(14)</sup>

EU韓国FTAと米韓FTAは、協定文の体系から商品貿易、農業、繊維・衣類など、諸分野において協議の内容に少し差異があった。諸分野の中でも関心が集中されていた農業分野で、韓国は脆弱な農業に対して最小限の保護策だけを置いて開放をした。米韓FTAでは、米及び米関連の製品を除いた大部分の農業品目に対する関税を引き下げ又は撤廃することにし、牛肉、豚肉、ニンジン、唐辛子、ニンニクなどについては物量を基準とした農産物特別セーフガード (ASG) 制度を導入した。牛肉、オレンジ、酪農品、蜂蜜、食用大豆、食用ジャガイモなど、敏感な品目については、さまざまな例外的な取扱方式が導入された。つまり、現行の関税を維持するが、クォーターの提供、関税長期撤廃、季節関税、農産物特別セーフガードなどを適用することにしたのである。

現行の関税が維持される品目は収穫したオレンジ(50%)、脱脂・全脂粉乳(176%)、練乳(89%)、食用ジャガイモ(304%)、食用大豆(487%)、天然蜂蜜(243%)などであり、これらの品目については、既存輸入の実績及び輸入転換効果を考慮し、少量の無関税クォーターを提供することで、米国側に最小限の市場へのアクセス・

<sup>(14)</sup> 김관수 「FTA가 경기도에 미치는 효과 및 대응방안 <FTA가京畿道に与える効果及び対応方案>」 경기개발연구원 <京畿道開発研究院> (2011)、16-31頁参考。

チャンスを保障することにした。オレンジ、ぶどうは収穫期と非収穫期に区別し、韓国の収穫期の間には現行の関税を維持（オレンジ）するか、関税を17年間にかけて撤廃（ぶどう）することにした。リンゴ、梨は国内で主に生産・流通される品種については20年撤廃、他は10年撤廃（リンゴは23年間セーフガードを維持）する計画である。

EU韓国FTAでは米韓FTAのように米及び米関連の製品は関税譲許対象から外し、敏感品目については現在の関税の維持あるいは輸入クォーターが設定された。柑橘(温州みかん)、唐辛子、ニンニク、タマネギについては現在の関税を維持することとし、粉乳、天然蜂蜜、オレンジ（出荷盛期）は現在の関税を維持するが、輸入クォーターを提供すると合意した。ぶどう（5月～10月15日）、オレンジ（9月～2月）については季節関税を設定し、韓国の収穫及び流通期間には保護できるようにした。EU側の主要関心品目である豚肉、酪農製品については長期撤廃期間を確保し、部位別の敏感性を考慮して差等的な関税譲許が行われた豚肉の場合、冷凍三昧肉は10年にかけて自由化するが、その他の部位及び冷凍製品は5年関税撤廃と決まった。冷蔵三昧肉及びその他の部位は10年撤廃及び農産物セーフガード適用に両側が合意した。酪農製品については、長期関税譲許に合意したが、全脂・脱脂粉乳は現在の関税を維持するが輸入クォーターを提供することにし、チーズは15年関税撤廃及び輸入クォーター提供に合意した。農業部門を含めた各領域を比べてみると、次の通りである。



<表 6> EU・韓国と米韓FTAの比較

部門	韓国・EU	韓国・米国	特徴
協定文 体系	一全文と協定本文15章、22付 属書、9 付録、3 プロトコル、 4 了解録 一第 2 章：商品分野市場アク セス、第 3 章～第 6 章：貿易 規制、技術障壁、衛生検疫及 び通関措置、第 7 章～第 8 章：サービスと資本移動、第 9 章～第11章：政府調達、知 的財産権、競争政策、付属書： 関税譲許、自動車及び部品、 化学物品、農業セーフガード 措置など	一全文と協定本文22章、付属書、 付録、書簡 (Letter) 一第 2 章～第10章：商品交易、第 11章：投資、第12章～第14章： サービス分野 (サービス一般、金 融、通信サービス)、第15章～第22 章：貿易規範 (電子商取引、競争 政策、政府調達、知的財産権、労 働、環境、透明性、制度規定、紛 争解決)、付属書：関税譲許とサー ビス留保案	
商品貿易	一商品協定の運営と関連協議 チャンネルを通して商品委員 会設置	一輸出税賦課禁止を規定し、商品 協定の運営と関連チャンネルを通 して貿易委員会設置	一相手国商品につ いて関税撤廃、内 国民待遇付与
(15) 自動車	一大型・中型自動車の場合 3 年撤廃、小型自動車の場合 5 年撤廃し、自動車関税は韓国 8%、EU10%	一韓国の場合、乗用車 (8%) は 発表時 4%に引き下げて 4 年後一 気に撤廃、電気自動車 (8%) は 発効時 4%に引き下げて 4 年間均 等撤廃、貨物自動車 (10%) は即 時撤廃 一米国の場合乗用車 (2.5%) は発 効 4 年後一気に撤廃、電気自動車 (2.5%) は 4 年間均等撤廃、貨物 自動車 (25%) は 7 年間現行維持 後 2 年間均等撤廃	米韓FTAの場合、 追加協議で再調整

(15) 2010年12月3日、米韓FTA追加協議内容中自動車部門では、第一に乗用車の場合、米国は関税 2.5%を発効 4 年間維持した後 5 年目に撤廃し、韓国は発効後すぐ関税 8%を 4%に引き下げてこれを 4 年間維持した後 5 年目に完全撤廃する。第二に電気自動車の場合、韓国は発効してすぐ関税を 8%から 4%に引き下げた後、韓国 (4%) と米国 (2.5%) とともに 4 年間均等撤廃する。第三に貨物自動車の場合、発効 7 年目まで関税 25%を維持した後、残りの 2 年間均等減縮し 10 年目の開始とともに完全撤廃するという内容が含まれている。

<p>(16) 農業</p>	<p>一敏感品目については現在の関税維持あるいは輸入クォーターを設定 一柑橘(温州みかん)、唐辛子、ニンニク、タマネギについては現在の関税を維持するが、輸入クォーターを提供 一ぶどう(5月～10月15日)、オレンジ(9月～2月)については季節関税を設定 一豚肉の場合、冷凍三味肉は10年にかけて自由化するが、その他の部位の冷凍食品は5年関税撤廃をすることに。また、冷凍三味肉及び冷蔵その他の部位は10年撤廃及び農産物セーフガードを適用 一全脂と脱脂粉乳は現在の関税を維持するが、輸入クォーターを提供することに。チーズは15年関税撤廃及び輸入クォーター提供に合意</p>	<p>一牛肉、豚肉、高麗人参、唐辛子、ニンニク、タマネギ等については物量を基準とした農産物特別セーフガード(ASG)制度を導入 一牛肉、オレンジ、酪農品、蜂蜜、食用大豆、食用ジャガイモなど敏感品目については現行関税を維持するが、クォーター提供、関税長期撤廃、季節関税、農産物特別セーフガード等を適用 一現行関税が維持される品目は収穫のオレンジ(50%)、脱脂・全脂粉乳(176%)、練乳(89%)、食用ジャガイモ(304%)、食用大豆(487%)、天然蜂蜜(243%)などであり、これらの品目については既存輸入実績及び輸入転換効果を考慮し、少量の無関税クォーターを提供 一オレンジ、ぶどうは収穫期と非収穫期に区分し、韓国の収穫期間中は現行関税を維持(オレンジ)、又は関税を17年間にかけて撤廃(ぶどう) 一リンゴ、梨は国内で主に生産・流通される品種については20年撤廃、他は10年撤廃(リンゴは23年間セーフガード維持)する計画</p>	<p>一米及び米関連の製品は関税譲許対象から除外</p>
<p>繊維・衣類</p>	<p>一原産地基準は繊維社・織物は原糸基準(yarn forward)、衣類は製織基準(Fabric forward)を原則とする 一域内未生産及び供給不足品目などに限って域外産製品の使用を許容する原産地例外規定をおく</p>	<p>一原産地基準は原則的に原糸基準(yarn forward) 一リネン、女性用ジャケット、男性用シャツなど、韓国の主要輸出品目の中で原糸基準を充足しがたい品目については原糸基準例外を確保</p>	

(16) 2010年12月3日、米韓FTA追加協議内容の中で冷凍豚肉・医薬品部門では、第一にその他冷凍豚肉(豚トロ、豚バラなど)(HS 0203299000、関税25%)の撤廃時限を2016年1月1日にして、2年延長する。第二に医薬品の場合、米韓FTAの協定上、市販防止措置義務履行についての紛争解決手続適用において許可・特許連携履行そのものを3年猶予に変更、企業内転勤者ビザ(L-1)の場合、対米現地投資企業派遣勤労者のビザ(L-1)の有効期限を既存の企業は3年から5年へ、新設企業は1年から5年へ延長するという内容が盛り込まれている。

<p>医薬品及び医療機器</p>	<p>－医薬品・医療機器の価格算定と給与についての申請を合理的な時間内に処理し、提出された情報が不十分な場合は補完許容</p>	<p>－医薬品・医療機器の価格算定及び給与についての要請を合理的に決まった時間内に処理するにおいて、現行規定上医薬品についての給与申請は150日以内に処理・完了することが必要</p>	<p>－医薬品・医療機器の給与及び価格算定に適用される各種手続・基準が公平で合理的、非差別的であることを保障          ー医薬品及び医療機器委員会は最少毎年1回以上会合</p>
<p>原産地基準・原産地証明書</p>	<p>－原産地証明書の発行方式は認証発給であり、これは両側の関税当局が原産地決定基準条件に合う認証輸出者を指定し指定された認証輸出者が原産地証明書を発行する形式</p>	<p>－原産地証明書の発行方式は自律発行であり、これは輸出者などが原産地決定基準などによって原産地証明書を直接発行する形式である</p>	<p>－製品を製造するとき域外産原副資材の価格割合が10%以下の場合には、原産地認定要件を充足できなくても例外的に原産地を認定する基準（de minimis）を導入</p>
<p>衛生及び植物衛生措置 (SPS)</p>	<p>－EU27か国會員国別に衛生状況及び防除能力等に差異があることを考慮し、輸出国の動植物衛生状況に基づいて輸出国家別又は地域別に追加的な特定輸入要件賦課可能</p>	<p>－両国SPS検査機関間の技術協力事項(技術移転、人材交流拡大等)を開発し、これを具体的に適用・実行できなければならないという韓国側の要求により技術協力についての内容を補強</p>	<p>－SPS事案についての円滑な協議推進のために定例委員会 (committee) を設置</p>
<p>技術障壁 (TBT)</p>	<p>－貿易についての技術障壁 (TBT) を協定文第4章に配置し、標準、技術規定、適合性評価等が両側間の商品交易において障害にならないように保障するための手続及び方策について規定</p>	<p>－自国の適合性評価機関を試験・認証機関として指定する場合、相手国の適合性評価機関も両国の全国民が非差別的に利用可能          ーTBT委員会で特定分野（化粧品、家庭用電気製品、自動車など）の適合性評価制度について持続的に議論</p>	

知的財産権	<p>著作権及び著作隣接権、商標、デザイン、地理的表示、特許等について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－著作権保護期間（既存：50年）を著作者生存期間及び死後70年に延長するが、履行は協定発表後2年間猶予</li> <li>－付属書に記載された両側の地理的表示（韓国：64個、EU：126個）を相互保護することに合意</li> <li>－地理的表示の範囲は農産物及び食品、ワイン、蒸留酒に限定</li> <li>－デザインと関連しては登録デザイン及び未登録外観（未登録デザイン）について各自の現行法水準で保護を付与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－米国は著作権保護期間を著作者死後又は著作物発行以降70年に延長するが、保護期間延長時点を協定文発効後2年間猶予することに合意</li> <li>－一時的保存についての複製権を認定するが、「公正な利用（fair use）」については例外条項を設定できる根拠を確保</li> </ul>	
政府調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>－WTO政府調達協定譲許以上の追加開放はしないことに</li> <li>－民間資本事業市場は両側ともに1,500万 SDR（Special Drawing Rights）（約222億ウォン）以上の事業に限って開放</li> <li>－EUは中央政府及び全単位の地方自治団体の民間資本事業、韓国は中央政府、広域地方自治団体、一部基礎地方自治団体の民間資本事業を開放</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－政府調達の対象となる中央政府（連邦政府）の入札の中で義務的に相手国の企業にも入札参加を許容しなければならない譲許下限（開放下限金額：Threshold）を現行約20万ドルから10万ドルに引き下げて、政府調達市場の開放の幅を相当部分拡大</li> <li>－韓国の要請で学校給食例外条項と中小企業例外条項を新設</li> </ul>	
金融サービ	<ul style="list-style-type: none"> <li>－通貨危機のような経済危機の時、外貨の輸出入を統制することができる短期セーフガード措置をとることができるが、発動期間は6ヶ月以内、又は1回に限って延長が可能（総1回）であり、必要な場合EU側と協議を経て追加延長が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－韓国の「外国為替取引法」6条と「短期セーフガード」の導入趣旨に合わない条件などについて合意する。ただし、発動期間が1年以内であるが、必要な場合米国側との協議を経て延長が可能</li> </ul>	

電子商取引	一 電子的手段を通じた転送物について無関税を維持し、その他の電子商取引に影響を与える措置については1998年世界貿易機構 (WTO) 協定を適用	一 オンラインで転送されるデジタル・コンテンツ製品 (digital product) についての無関税慣行を維持することに合意 一 1998年WTO閣僚会議で無関税が決定されて以来、韓国も無関税を適用している	
透明性	一 透明性分野は、韓国の法律上、既に施行されている制度を中心に構成され、EU側としては具体的な透明性措置関連の規定を独立した章 (chapter) で構成した最初のFTAというところに意義がある 一 立法予告期間は「十分な時間」と規定	一 協定適用事案に関わる施行令・施行規則 (法は除外) の立法予告期間を現行20日以上から40日以上に延長し、立法予告前に実施するようににされている関係部局間の協議を立法予告と同時進行を許容	
紛争解決	一 紛争解決手続はWTO紛争解決手続及び既に締結しているFTAと似ているように①当事局間の協議⇒②パネルを設置⇒③パネル判定報告書提出⇒④パネル判定の履行順序で進行 一 紛争解決手続の適用範囲で非違反提訴は含まれない	一 国家対国家間の紛争解決手続は①当事局間の協議⇒②共同委員会に回付⇒③パネル設置⇒④パネル判定報告書の提出⇒⑤パネル判定の履行順序で進行 一 紛争解決手続の適用範囲で知的財産権の場合、WTOの決定がある時まで、非違反提訴許容を猶予することに合意	

#### 4. FTAの法の本質

自由貿易協定の履行のための関税法の特例に関する法律第1項1号では、「『自由貿易協定』とは韓国が締約相手国と関税の撤廃、税率の年次的引き下げなど、貿易の自由化を内容として締結した「1994年度関税及び貿易に関する一般協定」第24条による国際協定とこれに準ずる関税の撤廃又は引き下げに関する条約・協定のことである」と規定している。ここで「条約・協定」という表現を使う理由はFTA協定文の構成が条約に該当する協定文の本文だけでなく、プロトコル、4つの了解録、書簡 (Letter) なども含めるからである。

FTAの法の本質と関連して韓国の憲法第6条1項は「憲法によって締結・公布された条約と一般的に承認された国際法規は国内法と同一の効力を持つ」とされている

る。この解釈論と関連して多数説はEU韓国FTAと米韓FTAは「別途の立法なしでも国内法と同一の効力を発生できる<sup>(17)</sup>」としている。以上の法規と見解を検討してみた時、FTA協定文は国際条約に当たり、したがって国内法と同一の地位を持つと考えられる。国内法律との優劣関係が問題になり、これについては見解が分かれるが、EU韓国FTA及び米韓FTA締結を履行するために既存の国内法律がFTAに適合するように制定・改正されたことを考えると、FTA協定文は国内法律との関係において特別法の地位<sup>(18)</sup>を享受すると言える。

FTA協定文が国内で特別法の地位を持つ限り、当然それは階層的規範体系(Hierarchische Rechtsordnung)において、行政立法より優位にあり、したがって地方自治団体の自治法規より上位にあることは明確である。つまり、自治法規はFTA協定文に反すると疑われる場合、地方議会はこれを廃止ないし改正しなければならない義務が生じることである<sup>(19)</sup>。こうしたFTA協定文についての法的性質を把握することは、FTAによる中央及び地方自治団体の法制整備という側面やFTAに関わる法令の運用と関連して重要な意義を持つといえる。

### III. FTA法規に親和的な自治法規の要請

#### 1. 一般論

FTA協定文に対する法的な本質から自治法規はFTAに対して形式的にも、内容的にも適合しなければならない。住民が民主的に選出した代表によって条例が制定され、それに基づいた規則が制定される条例制定の民主的な特性にも関わらず、法

<sup>(17)</sup> 정민정 「한미FTA 이행법령 정비현황 <米韓FTA履行法令整備現状>」 국회입법조사처 <国会立法調査処> 『이슈와 논점 <イシューと論点>』 (2011.11.30)

<sup>(18)</sup> 大法院 (82나카1372, 1986.7.22) は、航空運送に関するワルシャワ条約を民法に対する特別法として看做したことがある。김대순 『국제법원론 <國際法原論>』 (第13版、2007)、238頁以下；김정진 『국제법 <國際法>』 (新版、2004)、116頁以下。姜在圭教授は、米韓FTAは「憲法よりも却って優越的な効力を持つと思われる」と主張する。その論拠として、憲法第119条第2項の多様な社会政策が米韓FTAに歯止めをかけられるということ、国会は米韓FTA協定文に抵触する法律を事実上制定することができないということ、韓国裁判所の判決もISD (投資者－国家提訴制度)の対象となり得ることなどを挙げている (『FTAについての地方自治団体の法的対応－慶尚南道の自治法規と関連して－(討論文)』、韓国地方自治法学会、釜山東亜大学校韓日國際學術大會資料集 (2012.4)、4頁参照。

<sup>(19)</sup> 制定・改正権者でない行政に対して、その上位法違反についての疑いを理由にこれを適用排除できるかが問題提起できるので、行政の規範審査又は適用排除の問題がこれに当たる。拙稿「행정 의 규범심사권과 적용배제권 - 독일법제를 비교하여 <行政の規範審査權と適用排除權－ドイツ法制と比較して>」 『공법연구 <公法研究>』 第39卷第1号 (2010)、255頁以下参照。

律と違って自治法規（条例と規則）は地方自治行政という観点から行われる行政立法の一種類に該当するため、国内法律との関係において特別法の地位を持つFTAに合致すべきことは当然の帰結である。したがってFTAに非合致となる自治法規は、やむを得ず改正ないし廃止するか、又はその運用をFTA法規に親和的に執行するしかないのである。もはやFTA時代を迎え、自治法規がFTAに合致するかどうかを先行研究したソウル市の場合を概観し、<sup>(20)</sup>ここでは研究者の便宜をはかるため、慶尚南道の自治法規を対象にソウル市の先行研究を検討する。

## 2. ソウル市のFTA——自治法規の非合致検討事例

ソウル市は米韓FTA協定文との非合致可能性に対して自治法規7,138件（市535件、自治区6,603件）を全数調査（2011年12月1日～19日）した結果、自治法規30件が米韓FTAと非合致となる恐れがあると指摘し、政府の対策準備を建議した（2012年1月26日）。<sup>(22)</sup>

### （1）類型A：自治法規の根拠になる上位法がFTAに反する場合

条例制定の根拠になった上位法令が米韓FTAに違反すると判断され、当該条例の安定的な運用のためにソウル市が中央の関係部処（省庁）に対策準備を建議した条例の類型である。

<sup>(20)</sup> これはWanslebenが条例の法的性質に関連して説明している「自治行政というのは条例高権のないままでは実質的に不可能である」ということから導き出すことができるだろう。Wansleben, in: F.W. Held(Hrsg.), Gemeindeordnung Nordrhein-Westfalen (2008), S.121

なお、条例の基本的性質と関連して、홍정선『신지방자치법<新地方自治法>』（2009）、293-294頁（『修正条例 委任立法説』）；이기우・하승수, 『지방자치법<地方自治法>』（2007）、308頁以下参照。

<sup>(21)</sup> 忠清南道もこれと類似した研究を行ったがここでは除外することにする。ハンギョレ新聞（전진식記者）「忠清南道の条例10件余、米韓FTAと衝突の恐れ」、2012年1月30日付け。

<sup>(22)</sup> 서울특별시청 경제진흥실 보도자료<ソウル特別市経済振興室報道資料>「서울시 자치법규 30건 - 한미 FTA 비합치 우려<ソウル市自治法規30件—米韓FTA非合致の恐れ>」、2012年1月27日。

＜表7＞類型A条例の現状

連番	自治法規名	条文	検討意見	該当部署
1	ソウル特別市流通業相生協力及び小商工人の支援と流通紛争に関する条例	第5条	条例が大型流通企業に入店規模、時期、場所等に対する奨励又は協力を要請することは国内法的には上位法令に基づいた適法なものであるが、SSMに対する規制、条件付加などを規定した上位法令が米韓FTAの市場アクセスに違反する恐れがある	創業小 商工人課
2	ソウル特別市江南区流通企業相生発展及び伝統商業保存区域指定等に関する条例	第14条	条例で伝統商業保存区域を指定し、その区域に大規模の店舗を開設しようとする者に対して市場へのアクセスを制限することは上位法令に基づいた適法なものであるが、SSMに対する規制、条件賦課等を規定した上位法令が米韓FTA市場アクセスに違反する恐れがある	江南区
3	ソウル特別市九老区伝統商業保存区域指定及び大規模・準大規模店舗の登録制限等に関する条例	第11条 他2	同上	九老区
4	ソウル特別市衿川区流通企業相生発展及び伝統商業保存区域指定等に関する条例	第11条 他2	同上	衿川区
5	ソウル特別市松坡区伝統商業保存区域指定及び大規模・準大規模店舗の登録制限等に関する条例	第15条 他2	同上	松坡区
6	ソウル特別市鐘路区流通企業相生発展及び伝統商業保存区域指定等に関する条例	第13条 他2	同上	鐘路区



7	ソウル特別市建設新技術活用促進に関する条例施行規則	第10条	同条例は新技術の優先的な適用を規定した建設技術管理法施行令に基づいたものとして適法であるが、上位法令の関連規定は建設技術における「新技術」という理由から類似する海外導入技術に比べて事実上アドバンテージ（恩恵）を与えているわけなので、米韓FTAの内国民待遇条項に違反する恐れがある	技術審査担当官
8	ソウル特別市社会的企業育成に関する条例	第9条	同条例は上位法令に基づいた適法なものがあるが、上位の法令である「社会的企業育成法」で社会的企業等の製品又はサービスを優先的に購買できるように規定している。こうした場合、社会的企業は事実上韓国内の企業だけを意味するといえるため、米韓FTA商品販売における内国民待遇条項に違反する恐れがある	就職政策課

## (2) 類型B：自治法規の適法性を証明する資料が必要な場合

当該の条例が米韓FTAに違反していないと判断されるが、相手国及びその投資者たちから条例の米韓FTA違反という問題提起があり得ると予想されるため、条例の適法性を裏付ける資料の蓄積が必要な類型である。

＜表8＞類型B条例の現状

連番	自治法規名	条文	検討意見	該当部署
1	ソウル特別市親環境無償給食等の支援に関する条例	第2条	条例で「遺伝子変形されていないこと」を食材料の要件として規定したことがTBTに違反し、正当な目的随行に必要な以上の貿易規制をしているか・いないかについての紛争が発生する恐れがあるが、遺伝子変形食品の危険性に対する保護者の心配が広範囲に存在しているところ、特に子ども等の学校給食での制限にとどまっており、一般的な市場流通での遺伝子変形食品制限ではないところなどを考慮すると目的遂行に必要な範囲内であると判断されるため、正当化の資料を持続的に確保する必要がある	教育格差解消課

2	ソウル特別市陽川区学校給食支援に関する条例	第2条	同上	陽川区
3	ソウル特別市江西区の親環境給食支援に関する条例	第5条第2項	同上	江西区
4	ソウル特別市銅雀区の親環境給食支援に関する条例	第1条	同上	銅雀区
5	ソウル特別市九老区の親環境無償給食等の支援に関する条例	第2条第7条	条例で規定した農業従事者達との事前契約方式で栽培した「親環境農産物受給体系によって生産された農・水・畜産物とこれを原料にして生産した加工品」の場合は、韓国国内で生産された農産物を意味すると解釈される余地があり米韓FTA内国民待遇と関連される場合があるため、これに対する正当化論理を蓄積する必要がある	九老区
6	ソウル特別市親環境商品購買促進に関する条例	第5条第18条	条例で管内企業を、主事務所所在地に限定せずに、機能形態で規定しているため、その管内企業が韓国企業だけを意味するとはいえないので、国内物品と外国物品の販売などでの差別を禁じている米韓FTAに違反してはいないが、これに対する正当化の資料を蓄積する必要がある	環境政策課
7	ソウル特別市戦略産業育成及び企業支援に関する条例	第11条他3	条例はソウル市に本社・支社・事務所又は工場など、他に事業場をおいた企業に対して様々な優遇措置を規定しており、米韓FTA内国民待遇違反という挑戦が提起される恐れがあるため、正当化の論拠と資料を確保する必要がある	経済政策課
8	ソウル特別市九老区先端産業育成及び企業支援に関する条例	第6条	条例上、マーケティングなどの支援措置が自国の商品と外国の商品との差別に当たるとして米韓FTA内国民待遇違反という挑戦が提起される恐れがあるが、条例上の「企業」が必ずしも韓国企業だけを意味するとはいえないため、正当化の論拠と資料を確保する必要がある	九老区

## (3) 類型C：自治法規に基づいた処分がFTAに違反する恐れがある場合

条例が米韓FTAへの違反ではないが、条例に基づいた具体的な処分の特性から米韓FTA違反の問題が提起される可能性があるため、その運用において特別な注意が必要とされる条例の類型である。この類型については、地方行政庁がFTA対応と関連して特に留意しなければならないが、それは自治法規の運用に深く関わっているからである。

&lt;表9&gt;類型C条例の現状

連番	自治法規名	条文	検討意見	該当部署
1	ソウル特別市共有財産及び物品管理条例施行規則	第11、6条 他4	条例で認許可の要件として恣意的な基準によって寄付採納を提示、あるいは結果的に類似の事案から差別的な寄付採納を提示する場合、これは公正・公平な待遇基準に違反される恐れがあり、寄付採納協議によって認許可が遅延した場合、投資者はまるで認許可の遅延が寄付採納のせいであるかのように主張する余地があることから、寄付採納運用内部指針を対外的に規範化してこれを公表し、投資者が予見できるようにする一般的な立法措置をとる必要があり、その寄付採納の基準を適用することによって個別事件で寄付採納手続が問題にならないように留意する必要がある	共有財産課
2	ソウル特別市水再生施設設置及び管理に関する条例	第12条	同上	水再生施設課
3	ソウル特別私立体育施設の設置及び運営に関する条例	第20条	同上	体育振興課
4	ソウル特別市都市計画条例	第21条	同上	都市計画課

5	ソウル特別市都市計画 条例施行規則	第8条	「開発行為の許可基準に明らかに違反した土地」であるかどうかを判断する時、明白性の判断等で合理的な根拠なしに恣意的に審議手続を経る必要がないと判断する場合、投資者は公正・公平な待遇への違反であると主張する可能性があるため、その必要性の判断において留意する必要がある	都市 計画課
6	ソウル特別市補助金管理 条例		条例そのものは米韓FTAに違反しないが、具体的で個別的な補助金の支給業務の推進において国内産商品の販売・流通・使用自体に対して補助金を支給した結果、外国産製品と差別が発生する場合は、当該補助金の支給が米韓FTAに違反する恐れがあることに注意を払う必要がある	予算 担当官
7	ソウル特別市道路及び 河川編入未払用地補償 規則	第2条	条例そのものは米韓FTAに違反しないが、個別的で具体的な事件における道路等への提供過程が実質的には非自発的な提供であると主張し、これを間接収用であると主張する可能性もあるのでその運用において細心の注意が必要である	
8	ソウル特別市地下商店 街管理条例	第11条 他3	条例そのものは米韓FTAに違反しないが、公共目的の必要による契約解除条項の運用過程で、投資者が間接収用に当たるといい、米韓FTA違反問題が発生する可能性があるため、その運用において細心の注意が必要である	道路 行政課
9	ソウル特別市集団エネ ルギー供給事業の施行 及び業務の委託に関する 条例	第3条、 第8条	受託機関に「業務上の必要な命令」ができるようにして、受託機関に「市場が受託業務の効率的な処理のために必要であると認める事項」に対する事前協議義務を与えることは受託者に包括的な義務を与えることである。そのため、実際の個別的な処分において受託者に予見不可能な程度の過剰義務を与えることがないように、その運用において注意が必要である	環境 政策課

10	ソウル特別市自然環境保存条例	第10条	生態・景観保全地域内での行為制限における新築や増築の禁止が環境保全のための必要範囲内の場合は、間接収用に当たるとはいえないが、実際に具体的な開発行為許可過程で政策目標の達成との比例性を失った場合は間接収用に該当することもあり得るので、運用上注意が必要である	プルン (青い) 都市政策課
11	ソウル特別市旅客自動車運輸事業の財政支援及び限定免許等に関する条例	第3条、第12条～14条	免許選定基準と手続が変更されても、そのような措置自体がサービス供給についての制限ではない限度内では許容されるため米韓FTA違反ではないが、当該処分が手続上、公正・公平に進行されて米韓FTAの公正・公平待遇違反問題が発生しないように注意を払う必要がある	バス管理課

(4) 類型D：自治法規自体及びその運用がFTAと合致しない場合

条例そのものが、米韓FTAと合致しない、又は当該条例自体に内在している問題点によってそれに基づいた処分が米韓FTAに合致しない可能性があるため、条例自体の改正が必要な条例の類型である。

<表10> 類型D 条例の現状

連番	自治法規名	条文	検討意見	該当部署
1	ソウル特別私立職業専門学校の設置及び運営に関する条例施行規則	第15条	条例は「ソウル特別市の政策変更によって」委託を継続できない場合を契約解除の理由として取り上げているが、これはあまりにも包括的で不明確であるため、この条項による個別的で具体的な契約解除処分に対して米韓FTAの間接収用及び最小基準待遇違反という挑戦に直面する可能性があり、規定をいっそう予測可能なものに明確にする必要がある	就職政策課

2	ソウル特別市都市及び住居環境整備条例	第22条、第48条	ただし、条例で定めている寄付採納と見なす条項は、その表現においてまるで権利者の意思とは関係なく寄付採納として看做しているように間違って解釈される恐れがあり、寄付者が容積率の緩和のために寄付した場合であることを反映する文言に改正する必要がある	住居再生課
3	ソウル特別市衿川区親環境商品の購買促進に関する条例	第10条	「管内企業」という表現自体が衿川区所在の韓国企業だけを意味するものであると誤解される余地があるため、「管内企業」という用語を「企業」又は「当該企業」に改正する必要がある	衿川区

### 3. 慶尚南道自治法規のFTA非合致分析

#### (1) 概観

上述した4つの方法で、ソウル特別市(2012年1月26日)は自治法規のFTAに対する対応策を模索している。これは、ソウル市が米韓FTAと自治法規との関係を二つの側面から分析して対応戦略を用意したと考えられる。第一に、対応主体を基準にして国レベルとソウル市レベルのように二つに分けて準備したところであり、第二に、非合致の精度を基準にして、米韓米FTAと自治法規が合致してはいるが論争の可能性がある場合、自治法規の運用上において非合致が発生し得る場合、自治法規自体とそれに基づいた処分がFTAと合致しない場合に区分している。本論文では、このような対応方法と関連して、「処分的自治法規」と「処分によって法規効果が発生する自治法規」<sup>(23)</sup>を区別したほうが望ましいという立場である。つまり、処分的自治法規は米韓FTA協定文と非合致となるかどうかについてすぐ認識できる一方、処分によって法規効果が発生する自治法規は「処分」自体が先行されてこそ、それがFTAと非合致となるかどうかを判断できるし、処分の方式によってその合致・非合致も変わってくるという違いがあるからである。したがって、ここでもソウル市がとった分析方法を利用することにする。

<sup>(23)</sup> 行政法学でもこれについての区別を認識していることが分かる。김도창「일반행정법론(상)〈一般行政法論(上)〉」(1985), 72頁(「私法律(private bill)、法律の形式による処分(Einzelverfügung in Gesetzesform - O.Mayer)、処分法律(Maßnahmegesetz - E. forsthoft)」) 参照。

そして、分析対象と関連しては、ソウル市が先行研究で対象とした30の自治法規と「内容面」<sup>(24)</sup>でこれに相応する慶尚南道自治法規の一部を対象にする。なお、分析基準において、地方自治団体がFTA体制に適切に対応するという意味は、地方自治団体の多様な自治作用がFTA協定文に適合し調和しているということであるが、両者の調和は究極的には憲法を頂点にして行われるべきであり、自治法規がFTAと整合するかどうかについての基準はFTA協定文自体であると思われる。

## (2) 自治法規とFTA非合致検討

### 1) 自治法規の根拠となる上位法とFTAとの調和(類型A)

『類型A』に内容的に相応する慶尚南道自治法規の根拠になる上位法律がFTAと合致するかどうかを考察するが、ここで『内容的に相応する慶尚南道自治法規』とはソウル市が先行研究で採択した自治法規とタイトルや内容面において類似していることを意味する。ソウル市の『類型A』と関連する自治法規がこれに当たり、これらと内容的に類似している慶尚南道自治法規のFTA非合致如何は、<表11>のように分析できる。その結果は、大体外交通商部(FTA政策局報道資料第12-70号、2012.2.6)がソウル市の依頼に対して意見表明をしたのと同じ結論が導き出されている<sup>(25)</sup>。つまり、地方自治団体にとって重要なのは、自治法規の「運用」に注意を払わなければならないということである。

<sup>(24)</sup> 韓国の場合、条例のタイトルや内容は、行政安全部が地方自治団体に提供した標準条例を基にする場合が多く、ソウル市が非合致事例のために分析対象とした自治法規は、多くの地方自治団体に同一又は類似したタイトルで内容上も同一の自治法規を備えている場合がある。例えば、ソウル市が分析で「類型A」として分類した「ソウル特別市流通業相生協力及び小商工人支援と流通紛争に関する条例」は、忠清南道では「市・郡伝統商業保存区域指定及び大規模/準大規模店舗の登録制限等に関する条例」として存在する。

<sup>(25)</sup> 外交通商部は、ソウル市のソウル市自治法規の根拠となった上位法規が米韓FTAに非合致となるという理由で当該上位法の整備を依頼したことに対して、ほとんどの当該上位法についてFTA合致判断を下し、自治法規の運用についてFTA親和的な執行を要求した。外交通商部FTA政策局報道資料第12-70号、“한미FTA 관련 서울시 건의문”에 대한 정부검토회의권 회신<米韓FTA関連のソウル市の建議文に対する政府検討意見回答>(2012年2月6日)

＜表11＞自治法規根拠法のFTA合致如何

連番	自治法規	関連法律	韓EU-FTA	韓米-FTA	判断	措置
1	慶尚南道流通業相生協力と小商人保護条例第5、第6条 <sup>(26)</sup>	流通産業発展法 <sup>(27)</sup> 第8条	第2.8条 <sup>(28)</sup> 内国民待遇第11.11条 <sup>(29)</sup> 禁止補助金	第2.2条内国民待遇、第16.1条競争法と反競争的営業行為	慶南条例第6条は第2.8条、第2.2条、第16.1条と合致するが運用には要注意。慶南条例第5条は第11.11条と非合致の疑問が提起される恐れがあるが、第11.11条 <sup>(30)</sup> の脚注5)の類推適用に従って合致する	慶南条例第6条運用 <sup>(31)</sup> に注意、即ち首長は大規模店舗などの位置が伝統商業保存区域にある場合に限って、登録制限及び条件付与可能(流通産業発展法第8条第2項 <sup>(32)</sup> 参照)

<sup>(26)</sup> 第5条(小商人の競争力向上支援) 道知事は、小商人の競争力向上のために次の各号の事項についての施策を備えなければならない。

1. 経営改善資金支援に関する事項
2. 小規模施設改善資金支援に関する事項
3. 中小流通共同卸物流センター支援に関する事項
4. 経営コンサルティング支援に関する事項
5. 先進流通技法教育支援に関する事項
6. 優秀地域商品展示会支援に関する事項
7. 道内公共機関等の物品購買時優先購買に関する事項
8. 伝統市場等商品券発行支援等地域商圈活性化に関する事項
9. その他、小商人の競争力向上支援のために必要な事項

第6条(大型流通企業の地域社会寄与及び協力など) ①道知事は地域流通業の均衡のある発展と地域経済活性化のために大規模店舗・準大規模店舗及び大型流通企業運営者に次の各号の事項を勧奨又は協力を要請することができ、これを実践するために相互協約を締結することができる。

1. 地域住民雇用促進に関する事項
2. 地域に営業所在地をおいた企業の入店地域、時期、規模などに関する事項
3. 地域企業が生産した物品の納品拡大に関する事項
4. 地域に本社をおいた金融機関利用促進に関する事項
5. 用役と工事発注の場合、地域企業参加に関する事項
6. 公益事業を通じた地域社会寄与に関する事項
7. 協議会で議決された事項

②道知事は、相生協力で寄与した大型流通企業について相生協力優秀企業として選定し広報するなど、施策を積極的に推進しなければならない。

<sup>(27)</sup> 第8条(大規模店舗等の開設登録及び変更登録) ①大規模店舗を開設し、又は第13条の3による伝統商業保存区域に準大規模店舗を開設しようとする者は、営業を開始する前に知識経済部令で定めるところにより、市長・郡守・区庁長に登録しなければならない。登録した内容を変更したい場合も同じである。

②市長・郡守・区庁長は、第1項により開設登録又は変更登録(店舗の所在地を変更する場合に限る)をしようとする大規模店舗及び準大規模店舗(以下「大規模店舗等」という。)の位置が第13条の3による伝統商業保存区域にいるときは登録を制限するか、条件を付けることができる。

③第2項による登録制限及び条件に関する細部事項は、当該地方自治団体の条例で定める。

[全文改正2010.11.24] [法律第10398号(2010.11.24)附則第2条規定によって同条第1項の改正規定の中で準大規模店舗と関連した部分、第8条第2項・第3項は2015年11月23日まで有効]



2	慶尚南道社会的企業の育成に関する条例第(33)8条	社会的企業育成法第3条2項、第5(34)条の2	第2.8条内国民待遇	第2.2条内国民待遇、第16.1条競争法と反競争的営業行為	慶南条例第8条は社会的企業が「脆弱集団 (disadvantaged group)」に当たり、内国民待遇等、最惠国待遇等の義務が免除されるため(米韓FTA付属書II 第五の留保を参照) 第2.8条、第2.2条、第16.1条と非合致と(35)ならない	社会的企業かどうか(特徴、企業目的、生産する財貨及びサービス種類等)に対する正確な判断を前提に条例運用上注意
---	---------------------------	-------------------------	------------	-------------------------------	--	--

(28) 第2.8条内国民待遇の各当事者は注解を含めた1994年度GATT第3条により他方の当事者の商品に内国民待遇を与える。こうした目的で1994年GATT第3条及びその注解は必要な変更を加えてこの協定に統合され、その一部となる。

(29) [http://www.fta.go.kr/eu/images/common/pdf/00\\_3\\_Fulltext.PDF](http://www.fta.go.kr/eu/images/common/pdf/00_3_Fulltext.PDF)参照

(30) 「…客観的な基準又は条件によって与えられる中小企業のための補助金は、同条の適用対象とならない。」

(31) 特に慶尚南道条例第6条第1項5号(用役と工事発注の場合、地域企業参加に関する事項)と関連、道知事が用役と工事発注と関連の地域企業の参加を著しく容易にする措置(発注公告に条件を与える場合、地域企業だけ応じられるという条件など)がある場合第2.8条内国民待遇に合致しない可能性が高い。

(32) 外交通商部FTA政策局(報道資料第12-70号、2012.2.6)もこれと関連して「協定上の義務と衝突しないように合理的で均衡的に運用していく必要」があるとソウル市に回答している。

(33) 第8条(優先購買促進)①道知事は財貨やサービスの調達計画又は購買時社会的企業等を優遇できる方案を用意しなければならない。

②道知事は民間の消費奨励等社会的企業等が生産する財貨やサービスの販路開拓に関して必要な措置を備えなければならない。

(34) 第3条(運営主体別の役割及び責務)②地方自治団体は地域別特性に合う社会的企業支援施策を樹立・施行しなければならない。

第5条の2(市・道別社会的企業支援計画の樹立など)①特別市長・広域市長・道知事及び特別自治道知事(以下、「市・道知事」と表記)は管轄区域の社会的企業を育成し体系的に支援するために大統領令で定めるところにより市・道別社会的企業支援計画(以下、「支援計画」と表記)を樹立し施行しなければならない。この場合、支援計画は基本計画と連携されなければならない。

②市・道知事は第1項により支援計画を樹立した時は大統領令で定めるところによりその計画を雇用労働部長官に提出しなければならない。

(35) これに関連して外交通商部(FTA政策報道資料第12-70号、2012.2.6)は、社会的企業が生産する財貨及びサービスの優先購入を促進する社会的企業育成法第3条2項、第5条の2及び関連自治条例の当該条文は「政府調達に当たり、米韓FTA第2.2条商品に対する内国民待遇義務が適用されない」としている。しかし、これは明瞭な解釈であるとは考えにくい。つまり、社会的企業は脆弱階層に就職先及び社会サービスの提供などの社会的目的を追求し、営業活動の遂行及び、収益を社会的目的に再投資するなどの特徴を持ちながら、その財貨及びサービスの生産量や品質が一般企業のそれと比べ微弱な方であるため、国家契約法上の「政府調達」を負える企業とは言えないからである。むしろ、社会的「脆弱集団」とみなした方が正確であると思われることから、慶南条例第8条と社会的企業育成法上の内容が政府調達に当たるため、EU韓国FTAと米韓FTAに非合致とならないという判断は受け入れにくいところがある。

3	慶尚南道地方建設技術審議委員会条例全般	建設技術管理法の施行令 <sup>(36)</sup> 第18条	第2.8条 内国民待遇	第2.2条 内国民待遇、 第16.1条 競争法と 反競争的 な営業行 為	慶南の本条例及びその施行規則には「新技術」に対するアドバンテージ（恩恵）ないし優遇に関する内容はなく、ただ建設技術管理法の施行令に基づいた慶尚南道の地方建設技術審議委員会条例及び施行規則だけがあるため、本自治法規とFTAとの非合致如何は元々発生しない
---	---------------------	----------------------------------	----------------	--	---

## 2) FTAとの適法性の立証資料を必要とする自治法規（類型B）

「類型B」に内容的に相応する慶尚南道の自治法規がFTAと合致するかどうかを考察する。ソウル市の「類型B」に該当する8件の自治法規と類似する条例の中で自治区の条例を除いた4件を次の<表12>のように分析した。当初ソウル市は「類型B」に該当する自治法規に対して、これらの「自治法規が米韓FTAへの違反ではないと判断するが、相手国や相手国の投資者から米韓FTA違反という問題提起が発生し得ると予想される」ものとして、その「適法性を裏付ける資料を蓄積し紛争に備え」なければならないと評価した。しかし<表12>の分析によると、韓国の自治法規は多くの場合、地方自治団体が企業や団体、協会などに対して様々な形態の行政的・財政的な支援を規定しているものが多く、このような規定の運用（行・財政的な補助金支給）においてはEU韓国FTAの第2.8条と米韓FTAの第2.2条、第

<sup>(36)</sup> 第18条（新技術の活用など）①国土海洋部長官は次の各号のいずれかに当たる建設技術を開発した者（以下「技術開発者」と表記）が要請した場合で、その建設技術を普及する必要があると認められるときは、その建設技術を新しい建設技術<以下「新技術」と表記>として指定・告示することができる。

③国土海洋部長官は、技術開発者を保護するために必要なら保護期間を決めて技術開発者に新技術に対する技術使用料がもらえるようにするか、その他の方法で保護することができる。また、技術開発者が保護期間の延長を申請する場合は、その新技術の活用実績などを検証し保護期間を延長することもできる。

④国土海洋部長官は発注庁に新技術に関わる新技術装備などの性能テスト、施工方法などのテスト施工を勧告することができ、性能テスト及びテスト施工の結果が優秀であれば新技術の活用・促進のために発注庁が施行する建設工事に新技術を優先的に適用することができる。

16.1条に反しないよう注意を払う必要があることが分かる。

<表12> 適法性の立証資料を必要とする自治法規のFTAへの合致如何

連番	自治法規	関連法律	EU韓FTA	米韓FTA	判断	措置
1	慶尚南道学校給食支援条例 第2条、 第4条1項、 第5条3項、 第7条1項4号、 第9条3-4号、 第15条2項など	学校給食法第16条1項 <sup>(37)</sup> 1-2号、 農産物品質管理法第16条等 <sup>(38)</sup>	第4.2条 <sup>(39)</sup> 以下	第9.2条以下	慶南の条例第2条等で優秀食材料についての定義で「遺伝子変形されていない」食材料の使用勸奨及び支援が貿易に対する技術障壁(TBT)と非合致となり必要以上の貿易規制に当たるのでFTA非合致ではないかが論点。本条例は遺伝子変形食材料の使用制限を学校に制限して、一般市場での流通を禁ずることではないため目的遂行に必要な範囲を逸脱したとは言えず、米韓FTA第9.10条「優秀規制慣行」1)あるいは8)までも合致	遺伝子変形されていない食材料の奨励は子ども等の学校給食でだけ行い、なぜそのような措置を取るのかについての基本資料の確保(特に学校給食教師及び管理者)

<sup>(37)</sup> 第2条(定義) この条例で使用される用語の定義は、次のとおりである。  
 3. 「優秀食材料」とは、学校給食を目的に調理・加工のために使われる食べ物の原材料として、遺伝子変形されていない安全で新鮮な農・畜・水産物とこれらを原料にして製造・加工した食品として、次の各目のいずれかに当たることをいう。  
 第4条(支援計画の樹立) ①道知事は、毎年学校給食に優秀食材料の使用及び給食施設・設備の拡充のために、次の各号の事項が含まれている学校給食支援計画を樹立しなければならない。  
 第5条(給食経費支援) ③道知事は、安全で優秀な食材料の供給のために、市長・郡守が地域拠点に設置・運営する学校給食支援センターを支援することができる。  
<sup>(38)</sup> 第16条(品質及び安全のための遵守事項) ①学校の長とその学校の学校給食関連業務を担当する関係教職員(以下「学校給食関係教職員」と表記)及び学校給食供給業者は、学校給食の品質及び安全のために次の各号のいずれかに該当する食材料を使用してはいけない。<改正2007.4.11、2009.6.9>  
 1. 「農産物品質管理法」第15条の規定による原産地表示又は同法第16条の規定による遺伝子変形農産物の表示を虚偽で記した食材料  
 2. 「水産物品質管理法」第10条の規定による原産地表示又は同法第11条の規定による遺伝子変形水産物の表示を虚偽で記した食材料

2	慶尚南道の親環境商品購買促進に関する条例第2条3号、 <sup>(40)</sup> 第11条	グリーン製品購買促進に関する法律第2条、第6条、第11条、第15条等	第2.8条 内国民待遇	第2.2条 内国民待遇、 第16.1条 競争法と 反競争的 営業行為	本条例の第2条等の「管内企業」を国内及び国内居住外国企業すべてを含むと解釈され、非差別的待遇を規定するFTAと非合致とならない	このような企業に対する支援の場合、管内居住外国企業についての非差別的待遇が重要なため、運用時には要注意
3	慶尚南道の女性企業支援に関する条例 <sup>(41)</sup> 第3条等	女性企業支援に関する法律第3条等	第2.8条 内国民待遇	第2.2条 内国民待遇、 第16.1条 競争法と 反競争的 営業行為	道内の女性企業に対して正当な理由なしに様々なアドバンテージ(恩恵)を与えることは、平等原則を基盤においているFTAに反する <sup>(42)</sup> ことになり得る	規定の改正を肯定的に検討する必要がある
4	慶尚南道の障害者企業支援条例 <sup>(43)</sup> 第3条	障害者企業活動促進法第3条等	第2.8条 内国民待遇	第2.2条 内国民待遇、 第16.1条 競争法と 反競争的 営業行為	都内の障害者企業に対して様々な恩恵を与えることは脆弱グループに対する合理的な待遇としてFTAに反しない	

### 3) 運用上、注意を必要とする自治法規(類型C)

「類型C」に内容的に相応する慶尚南道自治法規のFTAとの合致如何を考察する

<sup>(39)</sup> [http://www.fta.go.kr/eu/images/common/pdf/00\\_3\\_Fultext.PDF](http://www.fta.go.kr/eu/images/common/pdf/00_3_Fultext.PDF)参照。

<sup>(40)</sup> 第2条(定義)この条例で使われる用語の定義は、次のとおりである。

3.「管内企業」とは、親環境商品を生産する企業の本社又は生産施設が道内に所在している企業のことである。

第11条(管内企業への支援)①道知事は、予算の範囲内で管内企業の親環境商品技術開発における必要な費用の一部を支援することができる。

②道知事は、管内企業が生産した親環境商品の流通・販売促進のために必要な広報などを支援することができる

<sup>(41)</sup> 第3条(適用対象)この条例は、道内に工場又は事業場が所在している女性企業に対して適用する。

<sup>(42)</sup> 慶尚南道だけでなく、韓国の多くの地方自治団体の自治法規は、このような「支援等」に関する自治法規が相当あるので、FTAに適合できるように改正が要求され、またその運用においても差別的な待遇が発生しないように注意する必要がある。これと関連して、慶尚南道映像産業支援に関する条例などを参照。

<sup>(43)</sup> 第3条(適用対象)この条例は、道内に工場又は事業場が所在している障害者企業に対して適用する。ただし、次の各号のいずれかに該当する企業は除く。

が、ここでもソウル市の先行研究で問題となった自治法規とタイトル及び内容において類似する慶尚南道自治法規を対象とする。判断結果は<表13>の通りである。

<表13>運用上、注意を必要とする自治法規のFTAへの合致如何

連番	自治法規	関連法律	EU韓FTA	米韓FTA	判断	措置
1	慶尚南道共有財産管理 条例第15条 <sup>(44)</sup>	共有財産及び物品 管理法 <sup>(45)</sup> 第7条	第2.8条 内国民待遇	第2.2条 内国民待遇	本条例が問題になる場合は、条例が認許可の要件として寄付採納を規定している場合、又は類似する事案に対して差別的な寄付採納を規定した場合である。本条例はFTAと非合致してはいないが、寄付採納関連事務を遂行するにおいて内国民待遇に違反しないように運用上要注意	行政現場で実際に寄付採納の運用が多数あり、たとえ自治法規がFTAへの非合致ではないが、その執行手続、方法などにおいてFTAの親和的なマニュアルの確保が必要

<sup>(44)</sup> 第15条(寄付採納の原則)①行政財産にする目的で寄付採納させる場合は、寄付財産が行政目的に適合するようにならなければならない。

②寄付採納をするときは、財産管理に支障が生じたり、寄付者に不当な特別な恩恵を与える条件をつけたりしないようにならなければならない。

<sup>(45)</sup> 第7条(寄付採納)②第1項によって寄付しようとする財産が、地方自治団体が管理しにくいものや必要でないものであった場合、又は寄付に条件が付随している場合は、受け入れてはならない。ただし、行政財産として寄付する財産について、その寄付者や相続人、又はその他の包括承継人が無償で使用・取益できるように許可することを条件にその財産を寄付する場合は、寄付に条件が付随しているものとせず、これを受け入れることができる。[全文改正 2008.12.26]

2	慶尚南道 補助金管理 条例 (46) 第4条等	補助金管理 に対する法律 第16条以下	第2.8条 内国民 (47) 待遇	第2.2条 内国民待遇、 第16.1条 競争法と 反競争的 な営業行為	補助金の支給決定基準を厳格に法で定めているが、同条例の第4条3項のように行政の裁量の一部認められる場合があり、こうした場合は道内商品の生産・販売・流通・使用等に直接支給された結果、外国産の輸入品に対する差別が発生する場合、FTA衝突が問題になり得る	地方自治団体によって普遍的に行われている多様な補助金支給の決定・回数等においてFTA協定文に留意、つまり運用に留意
3	慶尚南道 自然環境保 全条例第7 条1項 (48)	自然環境 保存法 (49) 第15条		第21.3条 行政手続 を参照	生態・景観保存地域内で開発行為（建築物その他の工作物の新築・増築・土地の形質変更）を許可する場合、行政による開発制限処分等は環境保全に必要な範囲内に比例性原則に適合し、これによる間接収用は発生しない	行政庁は開発行為の申請に対してこれが比例性を担保にした措置なのかどうかに留意しなければならない。つまり条例運用に要注意

(46) 第4条(補助対象) 道知事は次の各号のいずれかに当たる場合のみ、その事業に必要な経費の一部又は全部を補助することができる。<改正2011.12.29>

1. 法律に規定がある場合
2. 国庫補助財源によるもので、国が指定した場合<改正2011.12.29>
3. 道が勧める事業のために必要であると認められる場合

(47) また、第3.8条(WTO設立協定付属書1Aに含まれている補助金及び相殺措置に関する協定)参照。これは米韓FTAにも共通的に適用される。

(48) 慶尚南道自然環境保全条例第7条(生態・景観保全地域での行為制限など)①だれでも生態・景観保全地域内では、次の各号のいずれかに当たる自然生態又は自然景観又は自然景観毀損行為を行ってはならない。ただし、「自然公園法」によって指定された公園区域あるいは「文化財保護法」による文化財(保護区域を含む)については「自然公園法」又は「文化財保護法」で定めるところにしたがう。  
2. 建築物、その他の工作物の新築・増築(生態・景観保全地域指定当時の建築延面積の2倍以上増築する場合に限る)及び土地の形質変更。

(49) 第5条(生態・景観保全地域での行為制限など)①だれでも生態・景観保全地域内では、次の各号のいずれかに当たる自然生態又は自然景観の毀損行為を行ってはならない。ただし、生態・景観保全地域の中に自然公園法によって指定された公園区域あるいは文化財保護法による文化財(保護区域を含む)が含まれる場合は、自然公園法又は文化財保護法が定めるところにしたがう。  
2. 建築物その他の工作物(以下「建築物など」と表記)の新築・増築(生態・景観保全地域指定当時の建築延面積の2倍以上増築する場合に限る)及び土地の形質変更。

#### 4) 自治法規やそれに基づいた処分がFTA非合致となる場合(類型D)

「類型D」に内容的に相応する慶尚南道自治法規がFTAに合致するかどうかを考察したところ、類型Dは自治法規の改正を必要とする場合である。ソウル市は類型Dに該当する自治法規として、ソウル特別市立職業専門学校の設置及び運用に関する条例施行規則第15条(規定が非常に包括的で間接採用及び最少基準待遇の違反となるため、規定を予測可能であるように明確に改正しなければならないと判定)、ソウル特別市都市及び住居環境整備条例第22条、第48条を挙げている。しかし、最初の条例に該当する慶尚南道の条例は現在存在しない状態であり、二番目の条例に類似する条例は存在してはいるが当該条文と同じ規定が慶尚南道には規定されていない。したがって慶尚南道にはソウル市のように改正が要求される自治法規を探すことが容易ではない。

#### 4. 小括

ソウル市が自らの自治法規に対してFTAに違反又は非合致となると判断したのに対して、外交通商部は大部分の現行自治法規がFTAと調和的に解釈できると判断している。このように両機関の間には自治法規解釈において大きな違いがあることが分かる。FTAに関する理解不足やFTAが施行されて間もないまだ初期的な段階であるからということも理由としてあげられる。それにも関わらず両機関に共通している見解は、地方自治団体が自治法規を『運用』するにおいてFTAをよく調べなければならないし、またそれに親和的な運用をしなければならないということである。そして(自治)法規の『運用』はそれの(FTA合致如何に対する)解釈に基づいて出発するということから、地方自治団体のFTA(協定文)に対する理解を深めることが求められていると思う。

### IV. FTA法規に対する地方自治団体の対応

#### 1. 基本方向

FTA時代の到来によって地方自治団体が挑戦に直面するのは、結局「上位法であるFTAとの関係において自治法規をどのように解釈して運用すべきか」という問題

に帰着することである。この問題はさらに三つに細分することができ、これは対応方向に当たるといえる。第一に、地方議会と地方自治団体の執行部がFTA親和的な条例と規則を制定できるかどうかの問題である(立法的な観点)。第二に、地方公務員又は行政は自治法規がFTAに合致しているかどうかについて適切な解釈ができるかという問題である(解釈的な観点)。第三に、この解釈に基づいて自治法規をFTAに調和的に運用、つまり適用できるかという問題である(運用的/執行的な観点)。

## 2. 対応方案

### (1) FTA親和的な自治法規の制定及び改正

FTA親和的な自治法規 (FTA freundliches Ortsrecht) とは、FTAと内容的・形式的に調和できる自治法規を意味する。自治法規の法文についての言語的、意味的な理解がFTAと衝突しないことを内容的な調和といえる。形式的な調和とは、FTAが期待しているあるいは予定している形式に自治法規を制定することであると考えられる。このような制定及び改正が可能になるためには、憲法—FTA(協定文)—関連法律—行政立法—自治条例案という多角的な関係を総合的に考察する視座が求められる。自治法規案が憲法と整合するかどうか、関連するFTAの内容とは一致しているかどうか、条例の根拠となる法律及び行政立法と整合するかどうかなどを考察しなければならないのである。

一方、こうした規範の階層構造的な鎖の中で、現在の自治法規の整合性を検討し、非合致する自治法規を改正することも基本的な先行作業であると考えられる。

### (2) FTAに自治法規が親和的に解釈できるかどうかについての判断

自治法規がFTAに調和的なかどうかを判断するにおいては、基準と方法という二つの設定が問題となる。主な基準はFTA(協定文)自体であり、方法としては伝統的に知られているサヴィニー (Savigny) の法解釈方法を充実に活用できると<sup>(50)</sup> 思う。つまり、文法的な解釈 (Die sprachliche-grammatische Auslegung)、体系

<sup>(50)</sup> 박상기 외 「법학개론 <法学概論>」(2006), 40頁以下。



的な解釈 (Die systematische Auslegung)、歴史的な解釈 (Die historische Auslegung)、目的論的な解釈 (Die teleologische Auslegung) がそれである。

### (3) FTA親和的な自治法規の運用

#### 1) 『運用』の意味

ソウル市の先行研究の結果から導き出したFTA調和的な自治法規の『運用』の意味は、自治法規の「執行」あるいは「適用」作用を総称することであると考えられる。自治法規が権力的な内容、すなわち過料の賦課のような内容を規定している場合、自治法規の運用はここで過料の賦課になり、非権力的な内容である場合は物価の暴騰を防ぐための行政指導や(済州道の)自治警察が秩序違反犯に対して資料を収集する行政調査のような執行作用になるのである。

#### 2) 運用の形態

運用の形態とは、地方自治団体が特定の事案に対して自治法規を執行又は適用することである。そうしたことから、一般行政法で扱っている「行政の行為形式」又は「行政作用」等がここにほぼ該当される。地方自治団体の首長が条例に基づいて規則を制定することは、一方では上述したように立法的な観点の問題でもありながら運用的/執行的な観点が共存する領域である。

他にも、運用には行政計画、行政行為(下命、許可、免除、特許、確認、公証など)、行政処分、公法上の契約(特に、地方自治団体が地方契約法に基づいて締結する多様な調達契約など)が含まれる。この中で運用の多くの部分を占めるのは、行政行為と行政処分、特に建築物建設の認・許可のようなものである。しかし、広域地方自治団体に設置されて行われる行政審判委員会と土地収用委員会の裁決及びそれに関わる問題は、その法的基礎が国務総理室所管の行政審判法であることから、<sup>(51)</sup>地方レベルの運用の類型からは除外され、国レベルの留意事項であると考えられる。

<sup>(51)</sup> 裁決の基本的な事項に関連しては、洪井善『行政法原論(上)』(第20版, 2012), 傍注2100, 2389; 박균성『행정법론(상)〈行政法論(上)〉』(第11版, 2012), 982頁を参照。

### 3) 運用の方法

基本的には自治法規に盛り込まれている事項についての行政法的あるいは関連する司法的な理論への熟知が必要である。また学説の傾向と判例の立場、外国法との比較（理論、判例など）等を総合的に考慮して運用しなければならない。学説の対立が激しく、判例が存在しない場合は、法制処の法令解釈の結果にしたがって執行することがベストであろう。

### 4) 対応機構の用意

今後FTAと自治法規との関係を解釈、制定・改正、運用などにおいて一定のノウハウが蓄積されるまで（管見によれば）4～5年間は、FTAと関連する自治法規の問題を総合的に検討できる機構を用意、特に広域地方自治団体のレベルで備えることが有用であると思われる。機構の設置において、既存の関連機構との調和的な協議などは基本的に考慮すべき事項である。なお、この機構を活用して地方公務員のFTA親和的な自治法規の解釈及び運用などを教育することもできる。

## V. 結 語

現在はFTAの発効初期であるため自治法規との衝突問題は、理論的にだけ提起され、また今後衝突の可能性は非常に薄いと予想されてはいるが、各々約1,240と約740ページにいたるEU韓国FTA（協定文）と米韓FTA（協定文）の膨大さとその理解に相当な努力が求められるスーパー法規（Super-normen）が韓国の規範体系に新たに定着したことにより、広域地方自治団体が平均的に運用している約450～550余りにいたる自治法規と衝突する可能性は依然として残っているのである。

特に、地方自治団体が自治法規を運用した結果（例えば、最初の間接収用の事例になったメタルクラッド（Metalclad）において州政府の廃棄物保管施設の運営許可権に対する拒否処分<sup>(52)</sup>）がFTAで禁じている間接収用（indirect expropriation）<sup>(53)</sup>に該

<sup>(52)</sup> 김민호・김지엽 「한미FTA와 부동산 정책 <米韓FTAと不動産政策>」 韓国土地公法学会第79回 学術大会 資料集（한미FTA와 한국부동산의 미래 <米韓FTAと韓国不動産の未来>、2012.3.3）、62頁以下。

当するかどうかは、政府の措置が『極めて厳しいか不均衡的な (extremely severe or disproportionate)』場合に限定されるのでその発生可能性が薄い、それにも関わらずその可能性を完全に排除することはできないといえる。条例の運用が、外国人の投資と関わりながら、その運用の効果が相手方に差別的な措置や不満として表れる可能性は、いつでもあり得るからである。

こうした事件が発生した場合、中央行政府(法務部及び関連部処(省庁))が第一線で地方自治団体に代わって対応はするだろうが、そもそもその原因となる自治法規の運用が間接収用などFTAを侵害してはいないかという法的認識は、基本的に地方自治団体の役割であると思われる。特に、法定受任事務の新たな導入<sup>(54)</sup>と地方自治団体が処理する事務の多様性と複雑性を考慮した場合、地方自治団体及び地方自治団体公務員のFTAに対する深い理解は、防御的な側面だけでなくFTAを通して国益を目指す能動的な側面からも切実に求められているのである。

## 参考文献

- 장기홍, 행정의 규범심사권과 적용배제권 -독일법제를 비교하여-, 공법연구 제39권 제1호, 2010. (カン・キホン「行政の規範審査権と適用排除権—ドイツ法制と比較して」公法研究 第39巻 第1号、2010)
- 장계규, 한국지방자치법학회 부산 동아대 한일 국제학술대회 자료집, 2012. (カン・ジェギョ『韓國地方自治法学会釜山東亜大校韓日國際學術大會資料集』、2012)
- 기획재정부 FTA 국내대책본부, 한미 FTA 관련 주요 내용 및 국내 보완대책, 18대 국회 실명자료, 2008. (企画財政部FTA国内対策本部「米韓FTAに関する主要内容及び国内補完対策」18代国会説

<sup>(53)</sup> 間接収用とは、政府が直接収用することではないが、投資者が政府措置によって投資価値が直接収用に準ずるほどに剝脱される状況のことである。間接収用の事例として引用されるメタルクラッド (Metalclad) 事件はNAFTA紛争事例の中で間接収用が認められた唯一の事例である。その概要は、メキシコ政府とアメリカ系廃棄物処理企業との間で発生した事案として、メキシコ政府はゴミ埋立場を引き受けようとするメタルクラッド (Metalclad) 社にゴミ埋立場の営業に必要な全ての認可が出されると保障したが、メタルクラッド社が同埋立場を受け取り処理施設の工事を行った後、地方自治団体がその許可を拒否し、州政府が該当地域を生態保護区域として指定したことで、事業ができなくなったため投資価値が前端的に剝脱されたにも関わらず、メキシコ政府が有効な補償をしなかったため、これを国際投資紛争調停センター (ISCID) がこれを間接収用と判定した事件である。외교통상부 『알기쉬운 한·미 FTA <분かりやすい米韓FTA>』 73頁。

<sup>(54)</sup> 최원복『한미FTA의 쟁점, ISD의 진실<米韓FTA의 쟁点, ISD의 眞実>』서진집중 GSnj 第129-1号, 2011. 11., 9-10頁を参照。

<sup>(55)</sup> これに関しては、特に、분상덕『법정수입사무제도 도입안에 관한 법적 고찰<法定受任事務制度導入案に関する法的考察>』행정법연구 제31호 (2011), 79頁以下; 최우용『일본지방자치법의 개정과 새로운 사무구분 -법정수입사무를 중심으로 <日本地方自治法の改正と新しい事務区分-法的受託事務を中心に>』공법학연구 <公法学研究> 第3卷1号 (2011), 3頁以下; 최원호『기관위임사무의 폐지에 따른 가장 법정수입사무의 도입에 관한 연구<機關委任事務の廃止による仮称法定受任事務の導入に関する研究>』토지공법연구 <土地公法研究> 第56集 (2012), 371頁以下を参照。

明資料, 2008)

- 국회도서관, 한미 FTA 한 눈에 보기, 2009. (国会圖書館「米韓FTAを一目でみる」2009)
- 김관수, FTA가 경기도에 미치는 효과 및 대응방안, 경기개발연구원, 2011. (김·그스 「FTA가京畿道に与える効果及び対応方案」京畿開發研究院, 2011)
- 김대순, 국제법론, 제13판, 2007. (김·데순 「國際法論」第13版, 2007)
- 김도창, 일반행정법론 (상), 1985. (김·도찬 「一般行政法論 (上)」, 1985)
- 김민호·김지엽, 한미 FTA와 부동산 정책, 한국토지공법학회 제79회 학술대회 자료집 (한미 FTA와 한국부동산의 미래, 2012. 3. 3). (김·민호·김·지엽 「米韓FTAと不動産政策」韓國土地公法學會第79回學術大會資料集<米韓FTAと韓國不動産の未來, 2012.3.3>)
- 김성현·명성준, 우리정부의 FTA추진전략에 관한 연구: 국가 규모 및 발전정도에 따른 전략적 구분, 국가정책연구 제24권 제1호, 2010. (김·성현·명·성준 「韓國政府のFTA推進戰略に関する研究: 國家規模及び發展程度による戰略的区分」國家政策研究第24卷第1号, 2010)
- 김정진, 국제법, 신판, 2004. (김·정진 「國際法」新版, 2004)
- 김홍중, 경기개발연구원, 경기논단 Vol.9 No.3, 2007. (김·홍중 「京畿開發研究院, 『京畿論壇』第9卷第3号, 2007)
- 문상덕, 부정수입사무제도 도입안에 관한 법적 고찰, 행정법연구, 제31호, 2011. (문·상덕 「法定受任事務制度の導入案に関する法的考察」行政法研究 第31号, 2011)
- 박규성, 행정법론 (상), 제11판, 2012. (박·규성 「行政法論 (上)」第11版, 2012)
- 박상기 외, 법학개론, 2006. (박·상기 「法學概論」, 2006)
- 서울특별시청 경제진흥실 보도자료, 서울시 자치법규 30건- 한·미 FTA 미합치 우려, 2012. (ソウル特別市經濟振興室報道資料「ソウル市の自治法規30件-米韓FTAへの非合致の恐れ」2012)
- 이기우·하승수, 지방자치법, 2007. (이·기우·하·승수 「地方自治法」2007)
- 양길모, 한미 FTA 추진 경과, 뉴시스, 2012. (양·길모 「米韓FTA推進經過」뉴시스, 2012)
- 유예리, 중국통상법의 접근방법과 교육, 한국동북아논총, 2009. (유·예리 「中國通商法のアプローチと教育」韓國東北亞論叢, 2009)
- , 국제법의 국내 적용에 관한 중국법체계, 중국학연구, 2009. (유·예리 「國際法の國內適用に関する中国法体系」中国學研究, 2009)
- 윤서, 한미 자유무역협정 (FTA), 국회도서관 입법정보, 2006. (윤·서 「米韓自由貿易協定 (FTA)」国会圖書館「立法情報」2006)
- 외교통상부, 알기 쉬운 한·미FTA. (外交通商部「分かりやすい米韓FTA」)
- , FTA 정책국 보도자료 제12-70호 “한·미 FTA 관련 서울시 건의문”에 대한 정부 검토 의견 회신, 2012. (外交通商部FTA政策局報道資料第12-70号「米韓FTAに関わるソウル市建議文に対する政府検討意見回答」, 2012)
- 정대철, 경남발전연구원, 최근 FTA 동향과 경남경제의 과제, 2011. (정·대철 「最近のFTA動向と慶尚南道經濟の課題」, 2011)
- 정민정, 한·미 FTA 이행법령 정비 현황, 국회입법조사처, 이슈와 논점, 2011. (정·민정 「米韓FTA履行法令の整備現況」国会立法調査処「イシューと論點」, 2011)
- 최우용, 일본 지방자치법의 개정과 새로운 사무구분 - 법정수탁사무를 중심으로 -, 공법학 연구, 제3권 1호, 2001. (최·우용 「日本地方自治法の改正と新しい事務区分-法定受託事務を中心に」公法學研究 第3卷第1号, 2001)
- 최원목, Issues of Korea-EU FTA - Rules of Origin, 국제경제법연구, 제6권, 2008. (최·원목 「Issues of Korea-EU FTA - Rules of Origin」國際經濟法研究 第6卷, 2008)
- , 글로벌 경제위기 하의 한·미FTA 상호비준 전략, 2009년도 춘계학술발표대회 발표 논문집, 2009. (최·원목 「グローバル經濟危機下の米韓FTA相互批准戰略」2009年度春季學術發表大會論文集, 2009)

- . 한·미 FTA의 쟁점, ISD의 진실, 시선집중 GSnJ 제129-1호, 2011. (チェ・ウォンモク「米韓FTAの争点、ISDの真実」視線集中 GSnJ 第129-1号、2011)
- 최철호, 기관위임사무의 폐지에 따른 가칭 법정수임사무의 도입에 관한 연구, 토지공법연구, 제56집, 2012. (チェ・チョロ「機関委任事務の廃止による仮称法定受任事務の導入に関する研究」土地公法研究 第56集、2012)
- 한겨레 (전진석 기자), 충남도 조례 10여건 한미 FTA와 충돌 우려, 2012. (한기요레新聞(チョヌ・ジンシク記者)「忠清南道の条例10件余、米韓FTAとの衝突の恐れ」、2012)
- 홍정선, 신지방자치법, 2009. (ホン・ジョンソン『新地方自治法』、2009)
- . 행정법원론 (상), 제20판, 2012. (洪井善『行政法原論 (上)』第20版、2012)
- 대법원 82다카1372, 1986.7.22 (大法院 82다카<sub>다카</sub>1372、1986.7.22)
- [http://www.fta.go.kr/eu/layout\\_sub01/sub01\\_02.asp](http://www.fta.go.kr/eu/layout_sub01/sub01_02.asp)
- [http://www.fta.go.kr/eu/images/common/pdf/00\\_3\\_Fulltext.PDF](http://www.fta.go.kr/eu/images/common/pdf/00_3_Fulltext.PDF)
- Held(Hrsg.), Gemeindeordnung Nordrhein-Westfalen, 2008.